慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	一四世紀後半リューベック市会の構成
Sub Title	Membership of Lübeck city council in the latter half of the 14th century
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1960
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.53, No.7 (1960. 7) ,p.575(1)- 584(10)
JaLC DOI	10.14991/001.19600701-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19600701-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新刊紹介

マシューズ著『景気循環』……大熊一郎 93

国際経済学会編『論争・国際価値論』……矢内原勝 93

島恭彦著『現代の国家と財政の理論』……大島通義 94

『講座・社会保障・第三巻』……藤沢益夫 95

加藤寛著『ソ連の経済成長と経済計画』……丸尾直美 96

一四世紀後半リューベック市会の構成

高村象平

一

一四世紀の後半に北ドイツの諸都市――いわゆるハンザ諸都市において、手工業者の暴動が発生した。一三四八年のケルン市、一三六五年のブレーメン市、一三七四年のブラウンシュワイク市、一三七六年のハンブルク市、一三七八年のダンチヒ市、一三八〇年および八四年のリューベック市、一三九一年のシトラールズンド市等におけるものとれである。これらの暴動の直接原因は、いうまでもなくそれぞれの都市内部における特殊事情に発するのであって、その限りにおいて別個の暴動であったわけであるが、しかしその反面に共通の原因が作用していたことは否みえない。それはデーネル教授の言葉をもってすれば、「都市行政の費用の問題が反抗を生む決定的なものであった。」(1) 換言すれば、それぞれの都市における財政窮迫、これに対処するための増税ないし新税賦課の立案、これらについて全市民の賛同要請、これを不満とする手工業者の市政参加の要求、

という一連の相類似した経過が、諸都市の暴動の共通の契機となっているのである。要するに手工業者が市政参与から遠ざけられていたことに対する不満の鬱積であった。

ハンザ諸都市における手工業者は最初から市政と絶縁していたのではなかった。リューベック都市法をもつ都市においても、当初は手工業者も市会に加わることができたのである。(2) しかし時の経過とともに所有の不均等が増大するにおよんで、富裕者（divites, Ratmannen）すなわち上層商人（meliores）だけが市政を支配するようになった。リューベックの市会選挙規則にみるように、手工業者を市会から閉めだすことが原則となったのである。ただしそのちにおいても、市民全体に関係ある重要問題の決定に際しては、市会はこれを市民集会に附議して全体の意見を徴する措置をとっていたのであって、たとえそれが形式的審議にほかならなかったとしても、(3) 一概に有産者市会の専断に終始したとはいいえないのであった。前記の増税ないし新税の課徴案に際しての市会の態度はこの慣行に副っ

たものであって、それが却って暴動の発生という結果になってはねかえったとはいえ、市民全体の納得する施政は市会のつねに配慮するところであった。この他方、手工業者の市政参与への要求の声のなかには、現状に対する不満とならんで、嘗て彼らの父祖の置かれていた状態――市会参加――への復帰が意識されていたのである。

上掲の一四世紀後半ハンザ諸都市の暴動が、ケルン市、ハンブルク市、ダンチヒ市、リューベック市のそれらにおいて、いずれも肉屋を首謀者としたという共通事情の解明も興味なしとしないが、本稿では場所をリューベック市に限り、時点を一三八四年の肉屋暴動に限って、この暴動発生の誘因となされているものについて考察してみたい。というのは、ドイツ・ハンザ史研究の権威であった故フリッツ・レーリヒ教授が嘗て唱道され、近時マルチン・エルプシテーサー氏が述べているところに、やや吟味を加うべきものあることを感じたからである。

まずレーリヒ教授が一九二四年に発表された「シトラールズンド講和（一三七〇年）後のハンザの内外政策の変化」や、翌二五年発表の「一四世紀リューベックの卸商業と卸商人」には[4]、ドイツ・ハンザがデンマーク軍を破って勝利を収めたシトラールズンドの講和ののちすなわち一三七〇年以降に、リューベック市を指導する大商人の間にはレントナー（Rentner）たるものが生じ、これが市会において勢力を振い、次第に実際に活動する商人を市会から排除する傾向が生じたということが、述べられている[5]。教授が「リューベック市史」に寄せた論文にも同一趣旨の記述がある[6]。このレントナーは、西ドイツや南ドイツの諸都市にみられるパトリチアート（都市貴族）に類するものであって、リューベック市におけるレントナー＝パトリチアートの団結は、一三七九年のチルケル組合（Zirkelgesellschaft）の設立に始まると、教授はいう[7]。

かかるレーリヒ教授の主張を徹底化したのがエルプシテーサー氏である。氏がシプレームベルク教授の六十五歳祝賀論文集に寄せた一文「一三八四年リューベックの肉屋暴動[8]」において説くところを要約すれば、つぎのごとくである。一四世紀中葉以来リューベック・パトリチアートは富裕商人層から隔離し始め、市政を壟断するに努めた。彼らはレントナーすなわち商業貿易によってではなく、都市または農村の土地所有に基づくレントによって生活する者であり、これらの経済生活から離れた者によって市政は支配されたのである。他方市政から閉めだされた商人も、一四世紀後半には貿易商組合（Fahrerkompanie, Nacien）を組織し始めた。これはツンフト的組織にほかならない。いまや社会的・経済的硬直あるのみである。かくてレーリヒ教授の主張するように、一三七〇年以降のリューベック市の対外・対内経済政策には保守的傾向が濃厚となり、これがこの世紀の終りと次の世紀始めの同市の社会動揺の原因となったのである。

エルプシテーサー氏の所論は筋はたっており、ある意味で明快であるが、惜しむらくはその所論を裏づける資料に乏しい。同氏の論文に見られるマルクスの資本論第三巻やエンゲルスの農民戦争からの引用が無用であるというのではないが、かの国にある研究者として接近の容易な原資料に基づいた所説であったならば、読者をしてもっと聴従させる力があったことと思われる。そこで、氏が使用されるところなく、しかも現地から遠く離れた吾々でも利用できる若干の資料を用いて、以下に少許考察を施したい。

問題は、一四世紀後半とくにシトラールズンド講和の前後、そして一三八四年の肉屋暴動の頃において、リューベック市会は商業貿易から離れたレントナーによって占められていたか否かであり、それと関連して、この頃のリューベック市会は新人の登用を許さなかったか否かである。これの解明は同時にレーリヒ教授の所説の再吟味にも通ずる。それは「一三七〇年頃〔リューベック〕市会にはもはや指導的商人は代表していなかった。市会に〔約一世紀前の〕ハインリヒ・ベーレンステルトや商人として優れたカーメンのごとき名前を求めても無駄であった。この他方いまや市会には、一三八四年の暴徒の憎悪の的となった人々、すなわち土地によって富める者、レントナー層がいたのである[9]」というものである。この所論を、当時のリューベック市会における傾向を述べたものとみるべきか、または事実そのものを描いたものとみるべきであろうか。これを判定する途は、この頃の市会議員の構成を事実関係においてみるほかはないのである。

（1）E. Daenell, Die Blütezeit der Deutschen Hanse, Bd. 1. (Berlin, 1905) S. 162.

（2）Ebenda. Bd. 2. (Berlin. 1906) S. 501.

（3）拙著、ドイツ中世都市（昭和三四年）、二五九頁。

（4）この二論文はそれぞれの年度のハンザ史学会における講演を骨子とするものであって、教授の論文集 Fritz Rörig, Hansische Beiträge zur Deutschen Wirtschaftsgeschichte. (Breslau. 1928) S. 139 ff., S. 217 ff. に収められているが、逝去後刊行された論文集 Fritz Rörig, Wirtschaftskräfte im Mittelalter. Abhandlungen zur Stadt- und Hansegeschichte. (Köln·Graz. 1959) S. 147ff., S. 216 ff. にも再録されている。

（5）Rörig, Wirtschaftskräfte. S. 164ff., S. 243ff.

（6）Fritz Endres (hrsg.), Geschichte der freien und Hansestadt Lübeck. (Lübeck. 1926) S. 44f.

（7）Rörig, Wirtschaftskräfte. S. 243, Anm. 36.

（8）Martin Erbstösser, Der Knochenhauueraufstand in Lübeck 1384, in Vom Mittelalter zur Neuzeit, Zum 65. Geburtstag von Heinrich Sproemberg. Hrsg. von H. Kretzschmar. (Berlin. 1956) S. 127f.

（9）Rörig, Wirtschaftskräfte. S. 243.

二

中世都市において市民の死亡率がかなり高かったことは、周知の

		市会議員名		就任期間	Fehling氏の一連番号
1	*	Hermann v. Wickede	A	1326—67 (1365)	Nr. 331
2	**	Bertram Vorrade	A	1332—76 (1363)	341
3	**	Tidemann Warendorp	A	1339—66 (1351)	352
4		Gottschalk Warendorp	A	1343—65	356
5		Bernhard Pleskow	A	1344—67	358
6		Johann Pleskow	A	1348—67	361
7		Segébodo Crispin	A	1349—88	364
8		Johann Schepenstede	A	1350—88	367
9	**	Hermann Gallin	C	1351—65 (1359)	368
10		Johann Wesseler	A	1351—67	369
11		Bernhard Coesfeld	A	1351—67	370
12		Johannes Perzeval	A	1354—96	372
13	**	Jakob Pleskow	A	1354—81 (1363)	373
14	*	Bernhard Oldenburg	A	1354—67 (1364)	374
15		Eberhard Swarte	C	1355—67	376
16		Dethard Sachtelevent	C	1356—67	377
17		Gotschalk v. Attendorn	A	1356—88	378
18		Holto v. Alen	C	1356—67	379
19		Johann Schening	C	1357—65	381
20		Hinrich Ricbode	C	1357—67	382
21		Johann Meteler	C	1358—73	384
22		Bernhard Pepersack	A	1358—66	385
23		Hermann v. Osenbrügge	C	1363—90	386
24	*	Simon Swerting	C	1363—88 (1370)	387
25		Hinrich v. Loo	C	1364—86	388
26		Albert Travelmann	C	1364—88	389
27		Eberhard Morum	A	1364	390
28		Marquard Rutensten	C	1365	391

四年の二〇年間に新たに選出された者は別表の28——55の二八名となる。別表の議員名の頭に*印を附したのは、この二〇年間に市長に就任した者、**印を附したのはこの期間の前後において市長となった者であって、その選出された年は、市会議員就任期間のあとに括弧に入れて掲げておいた。

これらの市会議員の個々について、フェーリング氏の経歴調査に即して、(A)門閥者すなわちその家系にすくなくとも二名の市会議員を出している者、(B)既往に家族の一名ないし同姓者一名が市会に列した者、(C)市会に始めて選出された者すなわち新人、の三つに分けてみると、全期間の在職者五五名については、(A)二三名、(B)二名、(C)三〇名となり、二〇年間の新議員二八名については、(A)七名、(B)二名、(C)一九名となる。これを比率をも

		市会議員名		就任期間	Fehling氏の一連番号
29	**	Thomas Morkerke	C	1365–1401 (1386)	Nr. 392
30		Dankward v. See	C	1366—78	393
31	*	Brun Warendorp	A	1366—69 (1367)	394
32		Arnold v. Uelzen	A	1366—67	395
33		Bruno Warendorp d. J.	A	1367—1408	396
34	*	Gerhard v. Attendorn	A	1367—96 (1382)	397
35		Johann Klingenberg	A	1368—71	398
36		Hinrich Constantin	C	1368—87	399
37		Johann Lüneburg	C	1368—74	400
38		Johann Lange	C	1368—85	401
39	*	Hartmann Pepersack	C	1369—85 (1373)	402
40		Diedrich Morneweg	C	1369—73	403
41		Johann Odbernhusen	C	1370—80	404
42		Arnold Suderland	C	1370—82	405
43	**	Gottfried Travelmann	B	1370—91 (1380)	406
44		Konrad v. Urden	C	1372—82	407
45		Hermann Lange	C	1372—87	408
46		Hinrich Westhof	C	1372—1415	409
47		Hinrich Schonenberg	C	1375—84	410
48		Gerhard Tusfeld	C	1375—76	411
49		Gerhard Dartzow	C	1376—86	412
50		Hinrich v. Hachede	C	1382—1403	413
51	**	Goswin Klingenberg	A	1382–1406 (1397)	414
52		Berthold Kerkring	C	1384—1405	415
53		Tiedemann Vorrade	A	1384—85	416
54		Hermann Iborg	C	1384—1408	417
55		Hinrich Meteler	B	1384—1408	418

事実である。それゆえにこそ、都市が成長して人口が飽和状態になると市民加入料を引上げて無産者の流入を阻止し、他方、都市が上昇途上にあって新市民を招致する必要があるときは加入料を引下げることも行なわれたのであった。[1] いまリューベック市の肉屋暴動の原因が同市市会の市民大衆に対する無理解にあったものとし、さらに諸般の事情が一変する期間を一世代とみて、この一世代を高死亡率を考慮して二〇年と措定する場合には、肉屋暴動の一三八四年から溯って二〇年間のリューベック市会議員の内容を考察すれば、前記の問題を解く緒がえられよう。

フェーリング氏の「リューベック市会議員一覧」から、一三六四——八四年に就任した市会議員名を検出すると、総計五五名。[2] このうち一三六四年の在職者は別表の1——27の二七名であるから、一三六五——八

って示せば、全議員の場合は、(A)四二%、(B)四%、(C)五四%、新議員だけの場合には(A)二五%、(B)七%、(C)六八%の割合である。

これら二種の数字のうちで、一三八四年の暴動前のリューベック市会が、門閥すなわち市会議員に選出される資格をもつ家系の既得権行使の場所と化していたか、あるいは議員の補充にこの家格にとらわれぬ登用の途が存していたかをうかがう上に材料となるのは、議員総数についてのものではなくして、二〇年間に選出された補充者二八名についてのそれである。そこで門閥者ないしこれに準ずる者として前記の(A)の二五%と(B)の七%を合算して、これを(C)と対比すると、三二%対六八%の比率となる。一三八四年前の二〇年間に補充議員の六八%がいわゆる新人から成ったということは、従来主張されてきたところと一致しないことになる。この頃のリューベック市会は、すくなくとも議員の数から推すならば、門閥者出自をもって固められたものではなかったといわざるをえない。これをもって直ちに従来の所説の修正的結論としてよいであろうか。

結論を急ぐ前に、一歩退いて一九名の新人の履歴について検討を加えてみよう。フェーリング氏の研究には、リューベック市会議員の系累についての調査が収められている。[3] これによれば、28——30、36——42、44——50、52、54の計一九名の新人議員のうち、28、29、36——40、44、45、47、49、52、54の一三名は、すでに市会に列したことのある家系と婚姻関係にある者であった。そして30、41、42、46、48、50の六名が、市会議員を出したことのない家の娘を妻とする者であった。一九名のうちの一三名すなわち新人の六八%は、旧来の市会関係者との姻戚であったがゆえに、市会に加入することが容易になったと推定されるのである。推定という所以は、これら新人の妻帯の日附の記載を欠くからである。すなわち市会関係家族との姻戚関係が、彼らの市会加入以前に結ばれたものか、あるいは議員となったのちに作られたものかが解らないからである。姻戚関係であったから市会議員に選出されたとも考えられるし、逆に議員になったので縁故関係ができたともなしうる。というのは妻たるものは、市会関係者の娘とは限らず、寡婦との結婚であることがしばしばあったからである。この他方において、新人一九名のうちの前記の六名すなわち三二%は、まったく旧市会議員と関係のないリューベック市民の家から妻を迎えている。この三二%こそが真の意味の新人議員であった。

したがって二〇年間における補充議員二八名のうち、程度の相違はあっても旧来の市会議員と関係ある者は、(A)の七名、(B)の二名、そして(C)のうちの一三名、合計二二名であって、全体の七九%を占めた。これに対して無関係の純粋の新人は(C)のうちの六名、すなわち全体の二一%にすぎない。二〇年間に僅か二割内外の新人登用という点に着目するならば、レーリヒ教授以来の所論はこれを是認せざるをえないであろう。エルプシテーサー氏が以上のような吟味を加えることなくしてレーリヒ説に同調したことも、結果

としては誤っているとはいえない。

しかしながら、旧来の縁故者以外はこれを全く排除して市会議員たらしめなかったとはいえない。二割にしても無関係者が議員として補充されたという事実が存するからである。したがって一四世紀中葉以降のリューベック市会が旧来の門閥によって壟断され、彼らがいわば党閥を形成したとはいいがたい。この限りでの修正は、レーリヒ教授以来過去三五年にわたって行なわれてきた一四世紀後半のリューベック市会構成に関する所説に対して、ここに加えてよいと考えるのである。

以上は本稿において問題とするものの一半についての吟味である。残る他半の問題について次節に考察しよう。それは一四世紀後半のリューベック市会がレントナーを主体としており、商人はこれから排除されることが多くなったということの是非についてである。

(1) Hermann Rothert (hrsg.), Das älteste Bürgerbuch der Stadt Soest 1302—1449. (Münster i. W. 1958) S. 17.

(2) E. F. Fehling, Lübeckische Ratslinie von den Anfängen der Stadt bis auf die Gegenwart. (Lübeck. 1925) S. 7-8.

(3) Ebenda. S. 29-48.

三

レントナーの語にはすくなくとも二つの意味がある。その一は、定職なくして相続財産または婚姻関係による財産からの定収入をもって生活する者である。第二はレンテンカウフすなわち定期金購入を行なう者である。その多くは、商業貿易から得た貨幣を土地とくに都市の土地購入に投じ、それからの定期金（レント）を収得する者である。第一の意味のレントナーがリューベック市民の間に存したことは、リューベック都市法に土地の相続順位について明確な規定があることによって明らかである。のみならずその実例をレーリヒ教授は一四世紀中葉におけるものについて挙示している。それは商人であり一三三四——五〇年の間市会議員であったヘルマン・ワーレンドルプが、黒死病によって死去（一三五〇年）したのち、長男ヨーハンと三男ハインリヒがともに第一の意味のレントナーとして世を過したことである。[1] 彼らは市会議員としての被選挙資格ある家系の一員でありながら、議員に選出されることもなく、またリューベック市民生活に何らかの影響をおよぼすような役割を演ずることもなかったのであった。この第一の意味のレントナーの大部分は、独身の娘や寡婦、未成年者、さらに土地の遺贈を受けた僧侶であって、いずれも本稿に問題とするところとは関係のない人々であった。

第二の意味のレントナーは一四世紀前半にすでに存在した。前記

ヘルマン・ワーレンドルプがそれであり、その他同時期の市民＝商人についてこれは検証されている。レーリヒ教授によれば、「彼らは進んでレントを購入した。とくに年齢をとったときにである。ただし事業経営を等閑に附してではなかった。[2]」すなわち定期金購入は商人としての営利行動の一つであったのであって、商業から隠退した場合の投資方法ではなかったのである。もちろん働き盛りの富裕商人が市会議員に選出されて、その精力と時間とをハンザ都市の首脳者としての公的任務遂行に投ぜねばならなくなったとき、この定期金購入に資力を投じた例はすくなくない。しかしそうであったからといって、市会がレントナーをもって占められたということにはならない。彼らは市会に選出されて従来営なんできた商業貿易に専念することができなくなったから、第二の意味のレントナーの立場に入ることもあったというだけのことであって、彼らがレントナーであったから市会議員に選ばれたのではないのである。

前記の一三六四――八四年におけるリューベック市会議員がどのような経済活動を行なった人々であるかについて、フェーリング氏の研究はこれを明示していない。おそらくその大部分が商人であったと思われるが、これは推測である。ただこの期間内の一年度について指示するものがある。それはレヒナー氏の「一三六八年のハンザ噸税」と題する研究であるが、[3]これと前掲の議員一覧とをつきあわせることによって、この年度の市会議員のうちで船主としてまたは傭船者として活動していた者をとりだすことができる。一三六八年に市会議員として就任していた者の数は二〇名であった。前掲表示の1、7、8、12、13、17、21、23――26、29――31、33――38の人々である。このうちこの年度の噸税徴収簿に記載されている船主ないし傭船者は、7、29、31、33――35の六名を除いた一四名であって、その取扱商品数量・価額あるいは貿易圏の広さにおいて、一四名のいずれも著しい活動を行なっている。しかもこの年度がデンマーク王に対するケルン聯盟の戦いのもっとも重要な年であり、それだけに市会議員としての政治的行動がとくに要求された年であることを思えば、その政治的行動の傍ら演ぜられたきわめて積極的な商業活動には瞠目すべきものがあるといわねばならない。

遺憾にもこの他の年度におけるリューベック市会議員の商業活動について拠るべき資料をもたないが、しかしこの一年度の例示をもってしても、仮りに彼ら一四名の全部がレントナーであったと措定したところで、彼らは第一の意味のそれではなかったし、また第二の意味の投資を行なっていても商業活動を返上してしまった者ではなかった。しかもこの一四名はこの年度の市会議員二〇名の七〇％に該当するのである。ただしこれは一三六八年についていえることであって、他の年度においても同様であったと主張することは過言であろう。

ところで問題となる一三八四年においてはどうであったか。一三六八年から一五、六年を経過したときにも、リューベック市会議員のなかには商業活動を積極的に営なむ者がいたか。逆にいえば当時の市会はレントナーをもって占められていたか。これについてこの年の肉屋暴動に関する記録をとりだしてみると、デットマールの年代記には、謀叛は「名誉ある市会、富める商人と土地によって富める者に向けられた」と報じている。[4]そして謀叛に対して「都市の商人と最富裕者は備えた」という。[5]この記録作者デットマールはリューベック市会の委嘱を受けて作成したのであるから、暴動の原因・経過についての記述を全般的に信憑することは慎しまねばならないが、ここで問題とすべき点は、前者において「富める商人と土地によって富める者」とあること、後者において「商人と最富裕者」とあることである。もし両者において異なった性格の二つのものが表示されているとすれば、商人は両者に共通しているから、これを除いて残る「土地による富裕者」と「最富裕者」とは同じものを指すことになり、それは商人的行動をとらないいわゆるレントナーをいうことになる。すなわちこの一三八四年に、商人とレントナーとは別個の社会集団として見られるようになっていたといいえられるかのようである。

しかしながらここにプラーニッツ教授の所説を引用するまでもなく、富裕者（richen）とはメリオーレスすなわち上層商人を指す語である。[6]富裕者と上層商人が同義語として使用されていることは、一二、三世紀以降の資料に頻発するところである。したがってデットマールの記録が商人と富者とを並べているのは、当時この両者が別個の集団と考えられていたからではなく、同一の社会集団の内容を指示したものとなすべきものである。すなわち一三八四年の市会議員は、商業によって富める者でもあり土地によって富める者でもあったのであって、両者は都市の支配勢力として一体をなしていたのである。彼らに対立する社会集団は、彼らに対して憎悪の眼をむけた手工業者集団であった。一三八四年に暴徒の憎悪は土地によって富める者すなわちレントナー層に対して注がれたという、既掲のレーリヒ教授の所説は、[7]この限りにおいて訂正されねばならない。

最後にレーリヒ教授ならびにエルプシテーサー氏が、一三七九年のチルケル組合の設立をもって、レントナーという新しい社会層の最初の結合であるといっている点はどうであろうか。このときの設立者九名はいずれも遠隔地貿易商人であった。これについては夙にパウリ教授が指摘されているところであるが、[8]彼らは商人であってレントナーではなかった。彼らのなかにはゲルハルト・ダルツォーやハインリヒ・メテラーのごときいわゆるユングヘルもいたが、ともにその前途に商業的成功の夢を抱いた新人であって、いわゆるレントナーの域にとどまって安住をこととする者ではなかったのである。前掲の一三六五――八四年における補充議員のなかで、29、33、34、39、46、49――51、53――55（このうちダルツォーは49、メテラーは55）はチルケル組合員である。総計二八名の四割を占めているから、決して少数とはいえないが、しかしこれだけでレントナー層の市会支配をいうことはできない。レーリヒ教授がパウリ教授の研究を知らないはずはないが、それにも拘らずチルケル組合の設立

をもってレントナーの団結の開始というのは、この頃から前述の第二の意味のレントナーすなわち定期金購入の趨勢が強まりだしたという意味に解すべきであろう。それはリューベック市民の致富が一応の段階に到達したことを表明するものであって、レントナー＝パトリチアートの封鎖的集団がリューベック市会において大きな勢力となったというのではないのである。一四世紀七、八〇年代においては、レントナーもパトリチアートも富裕商人もすべて一体をなすものであって、何らか身分的に区別される別個の集団ではなかったのである。

これを要するに一四世紀後半のリューベック市会の構成は、商業貿易によって富を累ねた商人によって占められていたのである。縁故関係によって市会議員に選ばれることが容易になるということはあったが、しかしそれが議員たるための不可欠の条件ではなかった。彼らの個人的資質の如何、商業的成功の如何が、市会に新たに参加し得るための規準となったのである。市会にはこの商人が選出されたのであって、レントナーではなかった。市会議員の間に定期金収得者もいたが、それは公務のために商人としての行動を制約されたがために生じた現象であって、その定期金購入も結局は営利的取引の一環たるにほかならなかったのである。したがってリューベック市民社会の内部に、レントナーという全体から隔絶した集団が形成されて、社会的経済的政治的硬直現象を生みだし、これが一三八四年の暴動の原因となったとすることは、直ちに承服しがたい。

暴動の基因については、謀叛者の抱いた不満や憎悪を具体的に検討するとともに、首謀者や追随者の性格・彼らの社会的地位等を事実関係に即して十分に考察しなければ、これを明確に把握したことにはならない。これらは後考に俟つところである。

（1）Rörig, Wirtschaftskräfte. S. 183ff.
（2）Ebenda. S. 177.
（3）Georg Lechner, Die hansischen Pfundzollisten des Jahres 1368. (Lübeck. 1935)
（4）Detmar-Chronik von 1101—1395, in Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis ins 16. Jahrhundert. Bd. 19. (Leipzig. 1884) S. 581.
（5）Bericht über den Knochenhauer-Aufstand im Jahre 1384, in Die Chroniken der deutschen Städte. Bd. 26. (Leipzig. 1899) S. 351.
（6）Hans Planitz, Die deutsche Stadt im Mittelalter. (Graz・Köln. 1954) S. 264.
（7）Rörig, Wirtschaftskräfte. S. 243.
（8）C. W. Pauli, Lübeckische Zustände im Mittelalter. Bd. 1. (Lübeck. 1872) S. 72.

農家経済の再生産構造と農民層の分解

——長野県諏訪市湖南地区真志野集落を素材として——

常盤政治

まえがき——分析視角
一　調査対象集落をめぐる諸条件と農地改革前後の地主小作関係
二　経営面積広狭別農家構成と稲作生産力
三　農家集中層と農家経済の再生産
四　農業経営の集約化と農民層分解の形態
五　むすび——農民層分解の段階的意義の相違と農民層内部の矛盾——

まえがき——分析視角

独占資本主義段階においては農民層分解の形態が歪められるといわれている。いわゆる「中農標準化」乃至「中農肥大化」論は、この独占資本主義段階における農民層分解の歪曲化現象を指摘したものにほかならないが、これをめぐって賛否両論の論議が展開されていることは周知の如くである。だが、「中農肥大化論」が「農民層の両極分解という基本法則の否定」ではなく、「法則が現象する」形態の歪みを問題にし、「独占資本段階では農民分解は歪められて貫徹する」ということをいわんとしているのであるとすれば、中農肥大化か両極分解か、という問題提起は問題の立て方において不適当であるように思われる。なぜならば、そのような問題の出し方では現段階における農民層分解の形態の歪みの意味ではなく、「農民層の両極分解という基本法則」そのものの存否が問われているかのようにとられがちだからである。(1)(2)

しかし、現段階における農民層分解の中心的論点はそのような「基本法則」の存否にではなく、「中農肥大化」現象を如何に理解すべきかにあり、「中農肥大化」といわれる独占資本主義段階における農民層分解の歪曲化現象から、ただちに流通過程を通じての独占資本対農民一般との対立としてつかんでいいかどうかといふ問題にあるのである。つまり、農民層内部の矛盾を単なる「従属的対立関係」